

eネットバンキング「ローン一部繰上返済」ご利用規定

1. 一部繰上返済申込手続の内容

「一部繰上返済申込」にあたっては、借入契約書（これに付帯する契約書・特約書等があるときは、それらを含め以下「原契約」といいます）にもとづき、当行から借入れたローン（注）（一部繰上返済の申込をいただいたローン）の借入条件について、原契約の定めに限らず、お客様が「一部繰上返済申込」で指定した内容により手続を行います。

（注）一部、お取扱ができないローンがあります。

2. 一部繰上返済手続

「一部繰上返済申込」をいただいた場合、別途、契約書等の締結は行わず、変更手続に関する契約内容については、取引確認画面および履歴照会画面にて確認するものとします。

なお、申込内容は当行がその内容を確認した時点で申込が確定したものとし、次回約定返済日に手続を行います。

一部繰上返済後の借入残高、返済金額、返済期限等については、後日当行より送付される「ローン返済予定表」で確認するものとします。

3. 申込手続が取消となる場合

以下の事由等により申込いただいた内容の処理ができなかった場合は、当該申込はなかったものとします。

（1）手続日当日に引落金額（当行所定の手数料等を含む）を返済用口座より引落とすことができなかった場合

（2）手続日当日に当該借入のご返済が遅延している場合

（3）手続日当日までに既に全額繰上返済をされている場合

（4）「一部繰上返済申込」後、返済用口座を解約された場合

4. 申込手続の変更

（1）申込内容の変更

次回約定返済日の5営業日前の日までに、変更することが可能です。なお、最終申込分を確定分として手続するものとします。

（2）申込の取消

次回約定返済日の5営業日前の日までに、取消することが可能です。